

身体障害者手帳を取得できないレベルの中等度難聴程度の人を対象にした

高齢者補聴器購入費助成制度について

斑鳩町では、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、医療機器認証番号の表示がある補聴器の装用を促進することにより、高齢者の社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資するため、補聴器を購入する者に対し、その費用の一部を助成します。

助成を受けるためには、**身体障害者手帳第15条指定医師(聴覚障害のみ)**が記載した意見書(町独自様式)が必要となります。診察及び検査の実施、意見書の発行のご協力をお願いします。

制度の概要(町民の方への周知内容)

対象者

- ・町在住の65歳以上の人
- ・両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満 または
一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上
- ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ・身体障害者手帳の聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる人
- ・町税を滞納していない人

※初めて申請される人または交付決定を受けてから5年を経過した人が対象です。



対象となる補聴器

助成金額

医療機器認証番号の表示があり、医師が補聴器の使用が必要だと認める耳に装用する補聴器

補聴器1台分の購入費用の2分の1(**上限2万円**)

※附属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は含みません。

事前申請が必要です

申請の流れ

1 申請書等入手
福祉課窓口でお渡します。
※HPからもダウンロード可能。

2 耳鼻咽喉科の受診
意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
意見書に記載されている内容に当てはまるようであれば、意見書の記入をうけてください。
※身体障害者手帳の診断書等を記載できる医師限定です。
※受診料・検査料・文書料等は自己負担です。

3 申請書を役場へ提出

4 役場で審査後、交付の可否を通知

5 補聴器を購入し、役場へ報告
※領収書の写しと購入した補聴器の型番がわかる書類を添付してください。
※購入してから2ヶ月以内(年度内)に請求してください。

6 申請者本人名義の指定口座に助成金を振込

医療機関のみなさまにご確認いただきたいこと

意見書を記載できる医師は、**身体障害者手帳第15条指定医師のうち聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師**と指定させていただいております。病院の所在地(町内外)は問いません。

1

耳鼻咽喉科への受診

患者様へは専用の意見書用紙「**(様式第3号)斑鳩町高齢者補聴器購入助成金交付意見書**」をお渡ししています。病院へ持参されていない場合は、役場福祉課へ取りに来ていただくかホームページからのダウンロードを依頼してください。

2

聴力検査の実施／対象者の可否判断について

聴力検査を実施していただき、対象聴力に該当するか確認をお願いします。

①両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満

②一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上

※①または②のどちらかに該当する場合、助成の対象となります。

※身体障害者手帳を取得できないレベルの中等度難聴程度の人を対象にしております。

検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる場合は、役場福祉課へ相談するようご案内お願いします。

3

意見書の記入について

助成対象に該当すると判断された場合のみ、意見書への記入をお願いします。

意見書にはオージオグラム(純音聴力検査表)を添付してください。

意見書の役場への提出は患者様にお願いしておりますので、患者様へお渡しください。

※オージオグラムは3ヶ月以内のものを有効としています。



文書料について

この制度を利用した補聴器購入費の助成を受けるための受診料・検査料・文書料等は**全て患者様の自己負担**となります。町からの助成はございません。

※文書料が発生するため、この制度の対象外となる場合は、意見書への記入をしないようにお願いします。

購入する補聴器について

対象となる補聴器は、**医療機器認証番号**の表示があり、医師が補聴器の使用が必要だと認める耳に装用する補聴器です。購入場所に関する指定はありません。



※購入にかかる見積書及び領収書、補聴器の製造会社・種類・型番がわかる書類を発行できる店舗